

第百十六号議案

東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例  
東京都職員の退職管理に関する条例（平成二十七年東京都条例第百二十七号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「第五十六条の三」を「第五十六条の五」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の施行による警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。